

子発0831第2号
平成30年8月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

「保育人材確保事業の実施について」の一部改正について

「保育人材確保事業の実施について」(平成29年4月17日雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の一部を別添のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p style="text-align: right;">雇児発0417第2号 平成29年4月17日 <u>一部改正 子発0831第2号</u> <u>平成30年8月31日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">保育人材確保事業の実施について</p> <p>(略)</p> | <p style="text-align: right;">雇児発0417第2号 平成29年4月17日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">保育人材確保事業の実施について</p> <p>地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育人材の確保等に必要な措置を総合的に講じることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、保育人材確保事業を次により実施し、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、「保育体制強化事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第25号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、「保育士資格取得支援事業の実施について」（平成27年4月13</p> |

日雇児発 0413 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育士・保育所支援センター設置運営事業の実施について」(平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 13 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育士宿舎借り上げ支援事業の実施について」(平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 14 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育士試験による資格取得支援事業の実施について」(平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 15 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育士養成施設に対する就職促進支援事業の実施について」(平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 16 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育士試験追加実施支援事業の実施について」(平成 27 年 11 月 10 日雇児発 1110 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育補助者雇上強化事業の実施について」(平成 28 年 8 月 18 日雇児発 0818 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「若手保育士や保育事業者への巡回支援事業の実施について」(平成 28 年 8 月 18 日雇児発 0818 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び「保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業の実施について」(平成 28 年 8 月 18 日雇児発 0818 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)は、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。ただし、平成 28 年度末までに実施したものについては、なお従前の例によるものとする。

記

第 1 事業の種類 (略)

記

第 1 事業の種類

- 1 保育士資格取得支援事業
- 2 保育士試験による資格取得支援事業
- 3 保育士試験追加実施支援事業
- 4 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- 5 保育士宿舎借り上げ支援事業

第2 事業の実施（略）

- 6 保育人材就職支援事業
- 7 保育体制強化事業
- 8 保育補助者雇上強化事業
- 9 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- 10 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- 11 保育所等における業務集約化推進事業
- 12 保育士・保育所支援センター設置運営事業

第2 事業の実施

各事業の実施に当たっては、次によること。

- 1 保育士資格取得支援事業実施要綱（別添1）
- 2 保育士試験による資格取得支援事業実施要綱（別添2）
- 3 保育士試験追加実施支援事業実施要綱（別添3）
- 4 保育士養成施設に対する就職促進支援事業実施要綱（別添4）
- 5 保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱（別添5）
- 6 保育人材就職支援事業実施要綱（別添6）
- 7 保育体制強化事業実施要綱（別添7）
- 8 保育補助者雇上強化事業実施要綱（別添8）
- 9 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業実施要綱（別添9）
- 10 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業実施要綱（別添10）
- 11 保育所等における業務集約化推進事業実施要綱（別添11）
- 12 保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱（別添12）

別添 1

保育士資格取得支援事業実施要綱

1 学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援することにより保育教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

2～5 (1) (略)

別添 1

保育士資格取得支援事業実施要綱

1 学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保、及び「待機児童解消加速化プラン」に伴う保育士確保の一環として、幼稚園教諭免許状を有する者や保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援することにより保育教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。

3 事業の内容

(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

認可外保育施設に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者（以下「認可外対象者」という。）が保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 6 に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）の受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行う。

(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）及び認定こども園への移行を予定している施設に対し、当該施設に勤

務している幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者（以下「保育教諭対象者」という。）が「保育士試験の実施について」（平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号雇用均等・児童家庭局長通知）別表の②及び③（以下「特例制度」という。）による保育士資格の取得等に要した、養成施設の受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行う。

（3）幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者（以下「幼免対象者」という。）が特例制度により保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等の補助を行う。

（4）保育所等保育士資格取得支援事業

保育所等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者（以下「保育所等対象者」という。）が保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等の補助を行う。

4 実施要件

（1）対象者

本事業の対象者は、以下の事業ごとに掲げる施設（以下「対象施設」という。）に勤務する者であること。ただし、幼免対象者は施設への勤務の有無にかかわらず、本事業の対象となること。

また、保育教諭対象者及び幼免対象者は、養成施設において教科目の受講を開始し、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 6 条の 11 の 2 の規定により保育士資格を取得すること。

対象施設は、対象者が保育士証の交付を受けるまでの間、当該施設としての要件を満たしていること。

なお、保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

① 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

ア 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設

イ 認定こども園法第3条第2項第1号及び第3項に規定する施設のうち、幼稚園で構成されるもの（以下「幼稚園型認定こども園」という。）が構成する認可外保育施設

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもののうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び第3節に規定する小規模保育事業B型を行う事業所

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの

オ 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると実施主体が認める施設

② 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設

③ 保育所等保育士資格取得支援事業

ア 保育所

イ 認定こども園

ウ 認定こども園への移行を予定している幼稚園

エ 乳児院

オ 児童養護施設

※ 上記アからオのいずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。

(2) 受講方法

対象者は、養成施設での受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）により保育士資格を取得する。

また、保育教諭対象者及び幼免対象者については、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、養成施設において、児童福祉法施行規則第6条の10第2項に掲げる筆記試験科目（同項第2号の教育原理及び同項第5号の保育の心理学を除く）に相当する教科目を履修することで、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定により保育士資格を取得する場合も本事業の対象とすること。

(3) 受講開始

本事業においては、養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日を受講開始とすること。

(4) 代替保育士等雇上費

上記3の(1)の事業にあつては、認可外対象者の保育士資格取得に伴い代替として雇い上げた保育士又は保育従事者、上記3の(2)の事業にあつては、上記(1)②の施設に勤務している保育士（以下「対象保育士」という。）の幼稚園教諭免許状取得に伴い、代替として雇い上げた保育士（以下「代替保育士等」という。）に係る雇上費を補助する。

5 実施計画書について

(1) 提出

- ① 本事業を実施する対象施設（以下「実施対象施設」という。）及び幼免対象者は、保育士資格取得支援事業実施計画書（以下「実施計画書」という。別添様式1）及び(2)に定める確認書類を本事業の実施主体である都道府県、指定都市又は中核市（以下「実施主体」という。）に提出すること。

なお、実施計画書を提出することができる期間は、4(3)の受

(2) 確認書類

実施計画書の確認にあたっては、4（1）の対象者（以下「対象者」という。）及び対象保育士が実施対象施設に勤務していることが確認できる書類を提出させること。

また、対象者及び対象保育士が受講を開始した場合は、養成施設（対象保育士については大学又は短大）に在学していることが確認できる書類を提出させること。

なお、実施計画書の提出前に受講を開始している場合は、実施計画書を提出する際に、養成施設に在学していることが確認できる書類を提出させること。

6～9（略）

講開始日の属する年度中とする。

- ② 実施主体は、実施計画書が提出された際は、内容を確認し、本事業の対象の可否を速やかに実施対象施設及び幼免対象者に通知すること。

(2) 確認書類

実施計画書の確認にあたっては、4（1）の対象者（以下「対象者」という。）及び対象保育士が常勤職員として実施対象施設に勤務していることが確認できる書類を提出させること。

また、対象者及び対象保育士が受講を開始した場合は、養成施設（対象保育士については大学又は短大）に在学していることが確認できる書類を提出させること。

なお、実施計画書の提出前に受講を開始している場合は、実施計画書を提出する際に、養成施設に在学していることが確認できる書類を提出させること。

6 対象経費の支払い等について

(1) 支払い

養成施設受講料や教材費等の経費及び代替保育従事者雇上費（以下「対象経費」という。）は対象者又は対象保育士が保育士証又は幼稚園教諭免許状の交付を受け、4（1）の各事業に掲げる対象施設（以下「勤務対象施設」という。）に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、資格取得後1年以上対象施設に勤務すること。

(2) 支払いの申請及び確認

実施対象施設及び幼免対象者は、対象者が保育士証の交付又は対象保育士が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、勤務対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、保育士資格取得支援事業完了報告書（以下「完了報告書」という。別添様式2）及び次に掲げる書類を実施主体に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに

提出できない場合は、この限りでない。

ア 対象者が保育士証の交付又は対象保育士が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、勤務対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類

イ 養成施設の長が発行する対象経費の領収書

ウ 代替保育士等が実施対象施設に勤務していたことが確認できる書類

エ 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し

(3) 対象経費の留意事項

① 対象経費の対象は、養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われた入学料（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は併願登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））及び上記経費の消費税とする。

② 対象経費とならないものは、次の経費とすること。

ア その他の検定試験の受講料

イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

ウ 補講費

エ 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用

オ 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用

カ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用

キ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

③ 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。

④ 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設の長が証明する額又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関

が証明した額を対象とすること。

- ⑤ クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しないこと。
- ⑥ 支給申請時点で養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならないこと。

7 領収書について

(1) 受講に係る領収書等

養成施設の長が、対象経費について発行した領収書又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とすること。

(2) 領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

- ア 「養成施設の名称」
- イ 「支払者名」
- ウ 「領収額（又はクレジット契約額）」
- エ 「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」
- オ 「領収日（又はクレジット契約日）」
- カ 「領収印」

(3) 領収書等に訂正のある場合、養成施設の訂正印のないものは無効であること。

(4) 養成施設に係る領収書等については、確認後、原則として実施対象施設及び幼免対象者に返却すること。

ただし、必要に応じて実施対象施設及び幼免対象者了承の上で写しを取っておくこと。

- (5) 本事業は、対象者及び対象保育士が保育士資格・幼稚園教諭免許を取得し、実施対象施設における保育士・幼稚園教諭の確保を図り、子どもを安心して育てることができるよう、体制の整備を支援するものであるため、上記3の(1)、(2)及び(4)に掲げる事業については、原則、実施対象施設が対象経費を負担すること。但し、実施対象施設と対象者がお互いの協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合は、この限りでない。

8 留意事項

- (1) 実施主体は、提出された実施計画書に基づき、適切に補助が行えるよう、必要な財源を確保しておくこと。
- (2) 実施対象施設が本事業の実施要件を満たしているかどうかの確認等に当たっては、必要に応じ市区町村と連携すること。

9 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添様式1)

(別添様式2)

別添2

保育士試験による資格取得支援事業実施要綱

別添2

保育士試験による資格取得支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育人材の確保を図るため、保育士試験受験のための学習に要した費用を補助することで保育士資格取得者の拡充を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2～4 (1) ② (略)

1 事業の目的

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要となる保育教諭の確保及び「待機児童解消加速化プラン」に伴う保育士確保の一環として、保育士試験受験のための学習に要した費用を補助することで保育士資格取得者の拡充を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

(1) 受験対策学習費用補助事業

都道府県、指定都市及び中核市とする。

(2) 保育士試験受験直前講座実施事業

都道府県及び指定都市とする。

3 事業の内容

(1) 受験対策学習費用補助事業

保育士試験により保育士資格取得を目指す者が保育士試験合格後、保育所等に保育士として勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助する。

(2) 保育士試験受験直前講座実施事業

国家戦略特別区域限定保育士試験（以下「特区試験」という。）を行う実施主体が、特区試験受験のための講座（以下「都道府県等講座」という。）を行うために必要な費用を補助する。

4 実施要件

(1) 受験対策学習費用補助事業

① 対象者

対象者は、保育士試験により保育士資格の取得を目指す者であつ

て、保育士試験合格後、以下に掲げる施設又は事業（以下「対象施設等」という。）で保育士として勤務することが決定した者であること。

なお、雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

ア 保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園

ウ 認定こども園への移行を予定している幼稚園

エ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 3 章第 2 節に規定する小規模保育事業 A 型及び同章第 3 節に規定する小規模保育事業 B 型であって、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもの

オ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業であって、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもの

カ 乳児院

キ 児童養護施設

ク 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成 17 年 1 月 21 日雇児発第 0121002 号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設

ケ 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると実施主体が認める施設

※ いずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。

③ 対象期間

対象経費の支払いの対象となる期間は、保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の1日までのものとする。

④～5 (略)

② 対象経費

本事業の対象となる費用（以下「対象経費」という。）は、保育士試験受験講座の受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）に要する費用であって、当該講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）が証明する当該事業者に対して支払われた入学料（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税とする。

なお、以下に掲げるものについては対象経費とされない。

ア その他の検定試験の受講料

イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

ウ 補講費

エ 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要な費用

オ 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用

カ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用

キ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

③ 対象期間

対象経費の支払いの対象となる期間は、保育士試験の筆記試験日から起算して1年前の属する月の1日までのものとする。

④ 対象経費の支払い等

i) 支払い

対象経費は、対象者が保育士証の交付を受け、対象施設等に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、資格取得後1年以上対象施設に勤務すること。

ii) 支払いの申請及び確認

対象者は、保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始

した日の属する月の末日までに、受験対策学習費用支給申請書（以下「支給申請書」という。別添様式）及び次に掲げる書類を実施主体に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

ア 対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類

イ 講座実施事業者が発行する対象経費の領収書

ウ 保育士証の写し

iii) 留意事項

ア 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。

イ 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として講座実施事業者が証明する額又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とすること。

ウ クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しないこと。

エ 支給申請時点で講座実施事業者に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならないこと。

⑤ 領収書について

i) 受講に係る領収書等

講座実施事業者が対象経費について発行した領収書又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とすること。

ii) 領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

ア 「講座実施事業者の名称」

イ 「支払者名」

ウ 「領収額（又はクレジット契約額）」

エ 「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」

オ 「領収日（又はクレジット契約日）」

カ 「領収印」

iii) 領収書等に訂正のある場合、講座実施事業者の訂正印のないものは無効であること。

iv) 提出された領収書等については、確認後、原則として対象者に返却すること。但し、必要に応じて本人了承の上で写しを取っておくこと。

(2) 保育士試験受験直前講座実施事業

① 対象者

特区試験の受験を希望する者であって、特区試験を実施する実施主体が開催する都道府県等講座を受講する者であること。

② 都道府県等講座の内容

i) 実施主体は、保育士試験において求められる質の高い保育士を養成する観点から、都道府県等講座の内容は、単なる受験講座にとどまらず、より実践的な内容となるよう配慮すること。

ii) 実施主体は、都道府県等講座の実施場所について、対象者の利便性等を考慮し、会場数や会場規模、交通アクセス等に配慮すること。

iii) 都道府県等講座の実施時期は、対象者が参加しやすいよう、休日等に実施するなど配慮するとともに、都道府県等講座を実施する日から特区試験の試験日まで間に間隔が生じないようにするこ

別添3～別添4 (略)

と。

③ 対象経費

本事業の対象となる経費は、本事業に必要な諸謝金、旅費、印刷製本費、賃借料、会議費、賃金、通信運搬費等とする。

④ 留意事項

i) 都道府県等講座の実施に当たっては、実施主体が適当と認める団体に委託して実施することができるものとする。

ii) 都道府県等講座を委託により実施する場合においては、受託団体に対し、当該講座の実施に当たって必要な指導・助言を行うこと。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添様式)

別添3

保育士試験追加実施支援事業実施要綱

1 事業の目的

待機児童の解消に向け、保育の受け皿の拡大を進める上で、その担い手となる保育士の確保は喫緊の課題である。このため、保育士確保策の一環として、都道府県及び指定都市において国家戦略特別区域限定保育士試験（以下「特区試験」という。）を実施する場合において、特区試験の実施に必要な費用の一部を支援することにより、保育士試験の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

3 事業の内容

特区試験を実施する都道府県及び指定都市に対し、特区試験の実施のために必要な以下に掲げる費用の一部を補助する。

① 特区試験の広報に関する費用

② 保育実技講習会（「厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第1条第4項に規定する講習の実施について」（平成28年11月8日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で定める講習をいう。）に関する費用

4 実施要件

本事業を実施する都道府県及び指定都市は、特区試験を実施すること。

5 留意事項

本事業を実施する都道府県及び指定都市は、試験会場や相談体制の確保、試験実施に必要な人員の確保など、円滑な実施に向けて指定試験機関に必要な支援を講じること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 4

保育士養成施設に対する就職促進支援事業実施要綱

1 事業の目的

児童福祉法第 18 条の 6 第 1 号に定める指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）を卒業予定の学生に対する保育所等への就職を促すための取組を積極的に行っている養成施設に対し、当該取組の結果、保育所等に勤務することとなった学生が増加した割合に応じ、就職促進のための費用を助成することで新卒者の保育所等への就職促進を行うことにより、新規資格取得者の確保を図る。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

3 事業の内容

養成施設を卒業予定の学生（以下「卒業予定者」という。）に対する保育所等への就職促進の一環として、下記 4 で定める要件を満たす養成施設に対し、同 4（2）に掲げる施設に勤務することとなった学生の割合に応じ、当該取組に要した費用の一部を補助する。

4 実施要件

（1）本事業の補助を受けようとする養成施設（以下「対象養成施設」という。）は、卒業予定者が下記（2）で定める施設（以下「対象施設」という。）への就職を促すため、以下の取組を実施すること。

- ① 保育士という職種への期待と現実とのギャップ（リアリティショック）に対応するための講座の開講
- ② 卒業予定者と保育士として現場で活躍する養成施設卒業者（〇

B・OG) との交流会の開催

③ 卒業予定者を対象とした就職説明会

④ その他卒業予定者の対象施設就職促進のための取組の実施

(2) 卒業予定者の卒業後の勤務先の対象となる施設は、以下のとおりとする。なお、当該卒業予定者は、対象施設に保育士として勤務すること。

① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設（保育所及び幼保連携型認定こども園を含む）

② 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園のうち、児童福祉法第 7 条に規定する幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設

③ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育及び同法同条第 12 項に規定する事業所内保育事業であって、法第 34 条の 15 第 1 項の事業又は同法同条第 2 項の認可を受けたもの

④ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設

⑤ 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 35 条第 4 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの

ア 法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設

イ 都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設

ウ 雇用保険法施行規則（昭和 50 年 3 月 10 日労働省令第 3 号）第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設

(3) 本事業は、卒業予定者の卒業後の対象施設への就職促進を図り、保

育士を確保することを目的としているため、養成施設は、以下のいずれの要件も満たしていること。

- ① 実施年度における卒業予定者に占める対象施設への就職内定の割合（以下「内定割合」という。）が、前年度における卒業予定者に占める対象施設への就職割合（以下「前年度就職割合」という。）の全国平均を上回っていること。
- ② 内定割合が、養成施設の前年度就職割合と同率以上であること。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 5

保育士宿舎借り上げ支援事業

1 (略)

2 実施主体

実施主体は、「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

3 事業の内容

都道府県又は市町村以外の者が運営する認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村が実施する認可保育所もしくは地域型保育事業

別添 5

保育士宿舎借り上げ支援事業

1 事業の目的

待機児童解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題である。保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」(以下「加速化プラン」という。)に参加する市町村(特別区を含む。以下同じ。)

3 事業の内容

都道府県又は市町村以外の者が運営する認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設(加速化プランの対象となっている施設に限る。)及び企業主導型保育事業(以下「保育所等」という。)

への移行を前提として、整備費・改修費または賃借料の国庫補助を受けている施設に限る。）及び企業主導型保育事業（以下「保育所等」という。）に対し、保育所等の事業者が保育士用の宿舍を借り上げる費用の一部を補助する。

4 対象者

本事業の対象者は保育所等に勤務する常勤の保育士（平成 24 年度以前に保育所等が借り上げる宿舍に入居している者を除く。）のうち、保育所等に採用された日から起算して 10 年以内の者とする。ただし、次のいずれにも該当する市町村が実施する場合、対象者は保育所等に採用された日から起算して 5 年以内の者とする。

- ① 事業を実施する年度の 4 月 1 日時点における待機児童数が 50 人未満である市町村
- ② 前年度の 1 月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率が全国平均を超えていない職業安定所が管轄する区域に所在する市町村

(経過措置)

平成 29 年度において「保育所等に採用された日から起算して 5 年を超え 10 年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、平成 30 年度において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して 5 年以内の者となる市町村については、平成 30 年度に限り本事業の対象者に次の者を加える。

- ・ 保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から起算して 5 年を超え 10 年以内の者（平成 30 年 3 月 31 日時点において現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る）。

対し、保育所等の事業者が保育士用の宿舍を借り上げる費用の一部を補助する。

4 対象者

本事業の対象者は保育所等に勤務する常勤の保育士（平成 24 年度以前に保育所等が借り上げる宿舍に入居している者を除く。）のうち、保育所等に採用された日から起算して 10 年以内の者とする。ただし、前年度の 1 月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率が全国平均を超えていない都道府県に所在する市町村が実施する場合、対象者は保育所等に採用された日から起算して 5 年以内の者とする。

5・6 (略)

別添6

保育人材就職支援事業実施要綱

(略)

5 留意事項

- (1) 宿舎借り上げの費用について、他の補助事業等により、住居手当又はそれに類する補助をしている場合には、対象としないこと。
- (2) 未入居の月は、対象としないこと
- (3) 入居者から宿舎使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額を補助する。
- (4) 本事業は保育士の就業継続を含む保育士確保のための事業であることに鑑み、本事業を実施する保育所等は、保育士の就業継続のための研修への積極的参加を図るなど、保育士の就業継続に努めること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添6

保育人材就職支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材を確保するため、新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援など、関係機関と連携の上、市町村が主体となって実施する保育人材確保に関する取組に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境を整備することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。なお、市町村は、当

該市町村が適当と認める団体に本事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業の内容

本事業の対象は、実施主体が行う次に掲げる取組その他の保育人材の確保に関する取組とする。

(1) 指定保育士養成施設の学生等に対するインターンシップ等の機会の提供

指定保育士養成施設の学生等に対し、保育所等におけるインターンシップや職場見学、職場体験といった機会を提供することにより、保育現場で就業することへの不安を解消するとともに、自らに適した就業先を見つけるための就職活動の支援を行い、保育所等での就業を促す。

(2) 高校生及び中学生に対する保育の職場体験や普及啓発活動

保育士を目指す者の増加を図るため、高校生や中学生に対して、保育所等における職場体験や保育士の仕事の魅力を伝えるためのセミナー等を実施する。

(3) 就職相談会の開催等による求人情報の提供

潜在保育士及び新卒保育士（以下「潜在保育士等」という。）の就職促進を図るため、就職相談会の開催や様々な媒体を活用した求人情報の提供を行う。なお、就職相談会の開催等に当たっては、保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」という。）やハローワーク等の関係機関と連携するとともに、より多くの潜在保育士等が集まることができるよう、開催場所や日時について工夫すること。

(4) 潜在保育士等に対するマッチング支援

潜在保育士等からの相談に応じ、就職あっせんや求人情報の提供等を行い、求人を行っている事業者とのマッチングの支援を行う。実施主体の属する地域を対象にした支援センターが設置されている場合、

保育所等を離職した保育士等に対する支援センターへの届出勧奨を行うとともに、支援センターと定期的な連絡会議を開催すること。

(5) 就職支援コーディネーターの配置

マッチングの支援を円滑に行うため、以下の業務を行う就職支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置することができる。

ア 保育所等に関する採用募集状況の把握

イ 求職者のニーズに合った就職先の提案

ウ 求職者と雇用者双方のニーズの調整

エ 保育所等に対し潜在保育士や新卒保育士の活用に関する助言

オ その他必要な連携・調整等

(6) 職場定着を支援するための研修等の実施

支援センターと連携の上、実践的な保育の技術の習得や保護者への対応等について、新規に採用される保育士に対する研修や潜在保育士の職場復帰のための研修を開催する。また、短時間正社員制度の導入支援など、保育事業者に対する雇用管理改善のための説明会等を実施する。

4 留意事項

(1) 3 (3) から (6) までの取り組みについては、指定都市及び中核市が実施するものは、本事業の対象としないこと。

(2) 委託により本事業を実施するにあたって、委託先の団体が職業紹介事業の許可等を持たない場合、当該団体が求人情報又は求職者情報の提供の範疇を超え、「職業紹介」に該当する活動を行うことは「職業安定法」違反となるので、「職業紹介」を行う場合は、職業紹介事業の許可等を得て実施すること。

(3) 上記 (1) の職業紹介事業の許可等にあたっては、職業紹介事業には有料職業紹介事業と無料職業紹介事業があり、地方公共団体から委

託事業として職業紹介事業を受託し、当該委託費が職業紹介の対価となっている場合は、求人者等から手数料等を取っていない場合であっても、委託費から職業紹介の対価（職業紹介手数料に類似するもの）が出ているため、有料職業紹介事業となることから、有料職業紹介事業の許可が必要となること。

(4) 市町村が保育士の就職支援等のために知り得た個人情報の取扱いについては、特に注意すること。また、委託団体に委託する場合は、市町村は委託団体に対し、適切に指導監督を行うこと。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 7

保育体制強化事業実施要綱

1 (略)

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

別添 7

保育体制強化事業実施要綱

1 事業の目的

保育所入所待機児童解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題である。地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(以下「保育支援者」という。)を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村(特別

3 事業の内容

都道府県又は市町村以外の者が設置する保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）に対し、保育支援者の配置に要する費用の一部を補助する。

4 (1)・(2) (略)

(3) 本事業は、保育士の負担軽減を図ることを目的としているため、本事業を実施する保育所等は、保育支援者を配置した月における保育士及び保育士以外の者（保育支援者を含む）の数と、前年同月における当該保育所等の保育士及び保育士以外の者（保育支援者は含まない）の数を比較し、その結果、保育士・保育士以外それぞれにおいて同数以上であること。

ただし、前年同月の実績がない保育所等は、保育支援者を配置した月と保育所開所月を比較すること。

5・6 (略)

区を含む。以下同じ。)とする。

3 事業の内容

都道府県又は市町村以外の者が設置する保育所に対し、保育支援者の配置に要する費用の一部を補助する。

4 実施要件及び対象者

(1) 保育支援者は、保育士資格を有しない者で、次の業務を行うものとする。

- ①保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- ②給食の配膳・あとかたづけ
- ③寝具の用意・あとかたづけ
- ④その他、保育士の負担軽減に資する業務

(2) 保育支援者は、平成26年4月1日以降、新たに保育所に配置された者とする。

(3) 本事業は、保育士の負担軽減を図ることを目的としているため、本事業を実施する保育所は、保育支援者を配置した月における保育士及び保育士以外の者（保育支援者を含む）の数と、前年同月における当該保育所の保育士及び保育士以外の者（保育支援者は含まない）の数を比較し、その結果、保育士・保育士以外それぞれにおいて同数以上であること。

ただし、前年同月の実績がない保育所は、保育支援者を配置した月と保育所開所月を比較すること。

5 留意事項

保育支援者の費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助事業により、その経費

が交付される場合には、対象としないこと。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 8

保育補助者雇上強化事業実施要綱

1～4 (略)

別添 8

保育補助者雇上強化事業実施要綱

1 事業の目的

短時間勤務の保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業の内容

保育士の勤務環境改善に取り組んでいる保育事業者に対し、保育補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助する。

4 対象者

本事業の対象となる者は、新たに保育補助者の雇上げを行う以下の施設又は事業者とする。

(1) 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

| | |
|---|--|
| <p>5 実施要件</p> <p>本事業により雇い上げる保育補助者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。</p> <p>(1) 保育士資格を有していない者であること。</p> <p>(2) 原則として勤務時間が週 30 時間以下であること。</p> <p>(3) <u>保育に関する 40 時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると実施主体が認めた者であること。</u></p> <p><u>なお、実習の実施方法等については、別に定めることとする。</u></p> <p>6～8 (略)</p> | <p>(地方公共団体が運営するものを除く。)</p> <p>(2) 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う者(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 29 条に規定する地域型保育給付費又は同法第 30 条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者を雇い上げる場合を除く。(3)の事業において同じ。)</p> <p>(3) 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う者</p> <p>(4) 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業を行う者</p> <p>5 実施要件</p> <p>本事業により雇い上げる保育補助者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。</p> <p>(1) 保育士資格を有していない者であること。</p> <p>(2) 原則として勤務時間が週 30 時間以下であること。</p> <p>(3) <u>子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者又はこれと同等の知識及び技能があると実施主体が認めた者であること。</u></p> <p>6 実施計画書</p> <p>対象者は、実施主体に対し、実施計画書を提出するものとする。実施計画書には、①本事業による保育補助者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組(保育補助者の配置を除く。)を記載すること。</p> |
|---|--|

7 留意事項

- (1) 本事業により新たに雇上げを行った保育補助者は、雇上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、本事業の対象者とするができること。
- (2) 本事業による雇上げに係る費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。
- (3) 対象者は、本事業により配置する保育補助者に対しては、保育士資格の取得を促すこと。

8 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添9～別添12 (略)

別添9

若手保育士や保育事業者への巡回支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する経験年数の短い保育士（勤務経験が5年以内の保育士をいう。）や保育所等に再就職して間もない保育士（再就職後5年以内の保育士をいう。）（以下「若手保育士」という。）及び保育事業者を対象とした巡回相談を行うことにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下、都道府県等

という。)とする。

なお、都道府県等は、当該都道府県等が適当と認める団体に本事業の一部又は全部を委託することができる。

3 事業の内容

(1) 若手保育士への巡回支援事業

① 事業内容

若手保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等に関する助言又は指導を行うため、以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に対する保育士支援アドバイザーによる巡回相談の実施に必要な費用の一部を補助する。

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

エ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

② 実施要件

ア 保育士支援アドバイザーの配置

実施主体は、保育所等に勤務する若手保育士に対し、巡回相談を行うための「保育士支援アドバイザー」を配置する。

イ 保育士支援アドバイザーの業務

保育士支援アドバイザーは、実施主体の管内の保育所等への巡回による若手保育士への相談支援を行うものとし、その主な内容は以下のとおりとする。

i 保育業務全般に関する助言又は指導

- ii 事故の防止に関すること
- iii 保護者への対応における個別の事例ごとの助言又は指導
- iv 保育所等の勤務環境等に関する助言又は指導
- v その他若手保育士への助言又は指導に関することや当該助言又は指導に付随する関係機関との調整に関すること

ウ 保育士支援アドバイザーの要件

保育士支援アドバイザーは、以下に掲げる要件をいずれも満たしている者又は相談援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして実施主体が認めるものであること。

- i 保育士資格を有している者又はこれに準じる者として実施主体が適当と認める者
- ii 保育所等において10年以上の保育業務の経験を有する者
- iii 本事業の趣旨を理解し、若手保育士に対する相談支援業務を適切に実施することができる者として、実施主体が認めた者

エ その他

本事業は、巡回相談により若手保育士を支援し、スキルアップ及び離職防止を図ることを目的としていることから、その実施に当たっては以下の点に留意すること。

- i 保育士支援アドバイザーは、相談支援を行った若手保育士について、相談内容等を記録し、管理するとともに、定期的に同一の保育所等を巡回することにより、若手保育士への継続的な支援に努めること。
- ii 実施主体は保育士支援アドバイザーと連携し、保育所等への助言又は指導を行うなど、必要な措置を講じること。

(2) 保育事業者への巡回支援事業

① 事業内容

保育所等における保育人材の離職の防止を図るとともに、保育の

質の向上を図るため、保育所等の事業者（以下「保育事業者」という。）に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや保育の質の向上に関する助言又は指導を行うため、保育事業者支援コンサルタントの配置による保育所等への巡回相談の実施に必要な費用の一部を補助する。

② 実施要件

ア 保育事業者支援コンサルタントの配置

実施主体は、保育事業者に対し、巡回相談を行うための「保育事業者支援コンサルタント」を配置する。

イ 保育事業者支援コンサルタントの業務

保育事業者支援コンサルタントは、実施主体の管内の保育所等への巡回による保育事業者への相談支援を行うものとし、以下のいずれかの事項に該当する助言又は指導を行うとともに、関係機関との調整を行うこと。

i 保育士及び保育従事者の雇用管理、勤務環境の改善及び業務負担軽減に関すること

ii 保育所等におけるICT化の推進に関すること

iii 保育の質の向上に関すること

iv 事故の防止に関すること

v 保護者や地域住民等とのトラブル等に関すること

vi その他保育事業の円滑な運営に関すること

ウ 保育事業者支援コンサルタントの要件

保育事業者支援コンサルタントは、以下に掲げる要件をいずれも満たしている者として、実施主体が適当と認める者であること。

i イに掲げる業務に関する専門的な知見を有する者

ii 本事業の趣旨を理解し、保育事業者に対する相談支援業務を適切に実施することができる者

エ その他

本事業は、相談支援により保育事業者を支援し、保育所等における保育人材の離職防止を図ることを目的としているものであることから、その実施に当たっては以下の点に留意すること。

- i 保育事業者支援コンサルタントは、相談支援を行った保育事業者について、相談内容等を記録し、管理するとともに、定期的に同一の保育所等を巡回することにより、保育事業者への継続的な支援に努めること。
- ii 実施主体は保育事業者支援コンサルタントと連携し、保育所等への助言又は指導を行うなど、必要な対応を講じること。

4 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 10

保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育所等の施設間における人材交流及び保育所等での指定保育士養成施設の実習生の受け入れ支援を行うことにより、技能の向上によるキャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図り、保育人材を確保することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ）とする。

3 事業の内容

(1) 保育士の実地派遣及び人材交流等

① 事業内容

保育所等に勤務する保育士及び保育従事者（以下「保育士等」という。）のキャリアアップを図るため、保育士等の他の保育所等へ実地派遣研修や施設間の人材交流（以下「実地派遣研修等」という。）を行うために必要な費用の一部を補助する。

② 対象施設

以下に掲げる施設又は事業（地方公共団体が運営するものは除く。）とする。

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

エ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

③ 対象者

対象施設に勤務する保育士等とする。

④ 実施要件

i) 実地派遣研修先及び人材交流先保育所等の選定

実地派遣研修等の受け入れを行う保育所等については、実地派遣を行う対象施設を運営している法人以外が運営している保育所等とすること。

ii) 実地派遣等の対象期間

5日間以内とする。

iii) 実地派遣研修等の回数

保育士等の実地派遣研修等については、1人の保育士等につき、同一年度内に1回までとする。

iv) その他

実地派遣研修等にあたっては、受け入れ先の保育所等において、十分な体制が確保できている必要があり、実地派遣研修等が対象者の技能の向上につながるよう、事前に十分な調整を行うこと。

また、異なる施設類型の施設間における実地派遣研修等に積極的に取り組み、保育士等が多様な経験を積む機会とするなど、保育士等のキャリアアップに資するよう、工夫を行うこと。

⑤ 代替保育士等雇上費及び調整費の支給

実施主体は、実地派遣研修等に伴う派遣（以下「派遣」という。）を行った対象施設に対し、保育士等の代替保育士等雇上費及び派遣に係る調整費用（事前調整に必要な旅費、会議費等）について、実績に応じて支給することとし、支給方法等については、以下のとおりとする。

i) 実地派遣研修等受入実施計画書の提出

対象施設は、実施主体に対し、対象となる保育士等の数及び1人当たりの派遣の日数、派遣予定先を記載した実施計画書を提出すること。

ii) 実地派遣研修等受入実績報告書の提出

対象施設は、実施主体に対し、派遣を行った保育士等の数及び派遣の日数、代替保育士等として雇い上げた者の数及び日数、派遣先を記載した実績報告書を作成し、調整等に要した費用の領収書を添付の上、提出すること。

実施主体は、提出された実績報告書の内容について、本要綱の内容に即しているか審査し、適正であると判断した場合は、代替

保育士等雇上費及び調整費用を速やかに対象施設に支給すること。

(2) 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ

① 事業内容

指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）の学生の実習指導に関わることにより、保育士の技能の向上を図るとともに、実習指導の充実により、養成施設の保育所等への就職者の増加を図るため、保育所等において養成施設の学生（以下「実習生」という。）に対する保育実習を受け入れ、適切な実習指導を行うために必要な費用の一部を補助する。

② 実施要件

i) 実習先となる対象施設の要件

保育実習を受け入れる対象施設（以下「実習受入施設」という。）は、養成施設が実習生に対し適切に指導等を行うことができるものと認めた施設（「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙2「保育実習実施基準」で定める実習施設に該当する施設に限る。）であること。

ii) 実習指導者の要件

実習指導者は、以下のいずれかの要件を満たしている者であること。

ア 保育士資格を有する施設長

イ 主任保育士

ウ 保育士として保育所等に勤務した経験が5年以上ある者

エ 国又は地方公共団体が実施する実習指導者向けの研修等（国又は地方公共団体から委託又は補助を受けて実施したものを含む。）を修了した者

③ 実習受入費及び調整費の支給

実施主体は、実習受入施設に対し、実習受入費及び実習受入に係る調整費用（事前調整に必要な旅費、会議費等）について、実績に応じて支給することとし、支給方法等については、以下のとおりとする。

i) 実習受入計画書の提出

実習受入施設は、実施主体に対し、実習生派遣元の養成施設の名称、実習生の受入予定人数、実習生の受入予定時期及び実習内容を記載した実習受入計画書に、養成施設が作成した実習計画書を添えて提出すること。

ii) 実習受入実績報告書の提出

実習受入施設は、実施主体に対し、実習生派遣元の養成施設の名称、実習生の受入人数、受入時期及び実習内容を記載した実績報告書に、調整等に要した費用の領収書を添付の上、提出すること。

実施主体は、提出された報告書の内容について、本要綱の内容に即しているか審査し、適正であると判断した場合は、実習受入費及び調整費を速やかに対象施設に支給すること。

4 留意事項

本事業に要する経費について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 11

保育所等における業務集約化推進事業実施要綱

1 事業の目的

保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）における業務効率化を図るため、複数の保育所等で行われている業務を集約化し、共同で実施する取組を支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業の内容

保育所等（地方公共団体が運営するものを除く。）を運営する事業者が運営の主体が異なる複数の保育所等における業務を集約し、共同実施するための事業計画を作成し、当該事業計画について、市町村が業務効率化に資するものとして適当と認めた場合、当該事業の実施に必要な費用の全部又は一部を補助する。

（事業例）

- ・研修等による人材育成の共同実施
- ・土日共同保育を実施するために必要な協定の策定
- ・給食の献立の共通化に関する取組 等

4 実施方法

（1）事業計画

業務の集約化を行う保育所等は、所在地の市町村に対し、集約化を行う業務の内容、集約化に必要な費用及び事業の効果を記載した事業計画書を提出すること。

(2) 事業計画の審査

(1) による事業計画の提出を受けた市町村は、事業内容及び費用が適切なものか審査の上、保育所等の業務効率化等に資すると認められるものについて、本事業の申請を行うこと。

(3) 事業成果の報告

業務の集約化を行う保育所等は、事業完了後、事業の成果を記載した報告書を作成し、市町村に提出すること。市町村は、当該報告書を事業を実施した年度の翌年度の4月末日までに国に提出すること。

5 留意事項

本事業による費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 12

保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱

1 事業の目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者（以下「潜在保育士」という。）の就職や保育所を含めた児童福祉施設、認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、企業主導型保育事業を行

う事業所及び認可外保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業及び事業所内保育事業への移行を目指す施設に限る。）（以下「保育所等」という。）の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」（以下「支援センター」という。）の設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は、当該都道府県等が適当と認める団体等（以下「委託団体」という。）に本事業の一部又は全部を委託することができる。

3 事業の内容

本事業の対象は、支援センターが行う以下の取組とする。

① 保育士・保育所支援センターの設置及び運営

都道府県等において、支援センターを設置し、潜在保育士の再就職支援等に係る以下の業務を行う。

ア 潜在保育士、保育所等勤務保育士及び保育士を目指している者への相談支援

イ 潜在保育士への就職あっせん

ウ 潜在保育士への求人情報の提供

エ 保育所等への雇用管理や求人方法等に関する助言指導

オ 研修の企画及びその実施

カ その他潜在保育士の再就職支援等に関する事項

② 保育士再就職支援コーディネーターの配置

支援センターに保育士再就職支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、上記①に掲げる業務を円滑に実施

するための以下の業務を行う。

- ア 保育所等に関する採用募集状況の把握
- イ 求職者のニーズに合った就職先の提案
- ウ 求職者と雇用者双方のニーズ調整
- エ 保育所等に対し潜在保育士の活用に関する助言
- オ その他必要な連携・調整等

③ 人材バンク機能を活用した潜在保育士の把握と継続的な支援

保育所等を離職した保育士（以下「離職保育士」という。）に対し、再就職希望の随時把握や再就職に向けた各種案内等に関する以下の業務を行う。

- ア 保育所等に対する離職保育士による支援センターへの届出勧奨
- イ 離職保育士から届出のあった情報の名簿による管理

※ 届出してもらう情報の内容

氏名、生年月日、離職時の住所、電話番号及びメールアドレスなど

- ウ 離職保育士に対する郵送等による再就職希望状況等の現況確認
- エ 求人情報や就職相談会、研修等に関する情報提供

④ 保育士登録を活用した人材バンク機能の強化

保育士登録の仕組みを活用し、氏名や生年月日のほか、住所や電話番号等の連絡調整に必要な情報について、保育士登録後の就職促進に活用するため、名簿による管理を行う。この際、以後、就職促進を行うことについて、本人から同意を得ておくことが望ましい。

また、当該名簿に登録されている保育士（以下「登録保育士」という。）に対し、就業状況や就業していない場合の再就職希望の有無等を把握するとともに、再就職に向けた連絡調整に関して、以下の業務を行う。

- ア 名簿の情報を活用した登録保育士に対する郵送等による現在の就業状況等についての現況確認の実施

イ 求人情報や就職相談会、研修等に関する情報提供

⑤ 保育士・保育所支援センター認知度向上のための普及啓発
支援センターの認知度を向上させ、潜在保育士に支援センターを積極的に活用してもらうための以下の業務を行う。

ア 潜在保育士の掘り起こし等に関するこれまでの活動実績や取組内容を紹介するシンポジウムの開催

イ 集客力の高い施設での出張相談会の開催

ウ その他支援センターの認知度向上のための取組の実施

⑥ 再就職支援や雇用管理改善のための研修

都道府県等と連携して、離職保育士の職場復帰のための研修や事業者や園長等に対する保育所等の雇用管理改善のための研修等を行う。

4 留意事項

(1) 上記3の業務について、支援センターを開設せず、コーディネーターの配置のみで当該業務の実施が可能である場合は、支援センターを開設せずに、都道府県等又は都道府県等が適当と認めた施設にコーディネーターのみを配置することができる。ただし、この場合において支援センター開設運営経費に係る補助を受けることができない。

(2) 上記3の②の業務について、コーディネーターを配置せずに当該業務の実施が可能である場合は、コーディネーターを配置せずに支援センターを設置・運営することができる。ただし、この場合においてコーディネーター雇上費に係る補助を受けることができない。

(3) 上記3の②の業務について、前年度における本事業の実績として、潜在保育士が保育所等に就職した件数が50件以上ある都道府県等においては、コーディネーターの追加配置のための雇上費に係る補助の加算を受けることができる。

(4) 委託団体が職業紹介事業の許可等を持たない場合、当該委託団体が求人情報又は求職者情報の提供の範疇を超え「職業紹介」に該当する

活動を行うことは「職業安定法」違反となるので、「職業紹介」を行う場合は、職業紹介事業の許可等を得て実施すること。

(5) 上記(4)の職業紹介事業の許可等にあたっては、職業紹介事業には有料職業紹介事業と無料職業紹介事業があり、地方公共団体から委託事業として職業紹介事業を受託し、当該委託費が職業紹介の対価となっている場合は、求人者等から手数料等を取っていない場合であっても、委託費から職業紹介の対価(職業紹介手数料に類似するもの)が出ているため、有料職業紹介事業となることから、有料職業紹介事業の許可が必要となること。

(6) 支援センターが保育士の再就職支援等のために知り得た個人情報の取扱いについては特に注意すること。また、委託団体に委託する場合は、都道府県等は委託団体に対し、適切に指導監督を行うこと。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

雇児発0417第2号
平成29年4月17日
一部改正 子発0831第2号
平成30年8月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

保育人材確保事業の実施について

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育人材の確保等に必要措置を総合的に講じることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、保育人材確保事業を次により実施し、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、「保育体制強化事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第25号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育士資格取得支援事業の実施について」(平成27年4月13日雇児発0413第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育士・保育所支援センター設置運営事業の実施について」(平成27年4月13日雇児発0413第13号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育士宿舍借り上げ支援事業の実施について」(平成27年4月13日雇児発0413第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育士試験による資格取得支援事業の実施について」(平成27年4月13日雇児発0413第15号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育士養成施設に対する就職促進支援事業の実施について」(平成27年4月13日雇児発0413第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育士試験追加実施支援事業の実施について」(平成27年11月10日雇児発1110第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育補助者雇上強化事業の実施について」(平成

28年8月18日雇児発0818第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「若手保育士や保育事業者への巡回支援事業の実施について」(平成28年8月18日雇児発0818第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び「保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業の実施について」(平成28年8月18日雇児発0818第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)は、平成29年3月31日限りで廃止する。ただし、平成28年度末までに実施したものについては、なお従前の例によるものとする。

記

第1 事業の種類

- 1 保育士資格取得支援事業
- 2 保育士試験による資格取得支援事業
- 3 保育士試験追加実施支援事業
- 4 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- 5 保育士宿舎借り上げ支援事業
- 6 保育人材就職支援事業
- 7 保育体制強化事業
- 8 保育補助者雇上強化事業
- 9 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- 10 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- 11 保育所等における業務集約化推進事業
- 12 保育士・保育所支援センター設置運営事業

第2 事業の実施

各事業の実施に当たっては、次によること。

- 1 保育士資格取得支援事業実施要綱(別添1)
- 2 保育士試験による資格取得支援事業実施要綱(別添2)
- 3 保育士試験追加実施支援事業実施要綱(別添3)
- 4 保育士養成施設に対する就職促進支援事業実施要綱(別添4)
- 5 保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱(別添5)
- 6 保育人材就職支援事業実施要綱(別添6)
- 7 保育体制強化事業実施要綱(別添7)
- 8 保育補助者雇上強化事業実施要綱(別添8)
- 9 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業実施要綱(別添9)
- 10 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業実施要綱

(別添 10)

- 11 保育所等における業務集約化推進事業実施要綱 (別添 11)
- 12 保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱 (別添 12)

別添 1

保育士資格取得支援事業実施要綱

1 事業の目的

学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援することにより保育教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。

3 事業の内容

(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

認可外保育施設に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者（以下「認可外対象者」という。）が保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 6 に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）の受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行う。

(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）及び認定こども園への移行を予定している施設に対し、当該施設に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者（以下「保育教諭対象者」という。）が「保育士試験の実施について」（平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号雇用均等・児童家庭局長通知）別表の②及び③（以下「特例制度」という。）による保育士資格の取得等に要した、養成施設の受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行う。

(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者（以下「幼免対象者」という。）が特例制度により保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等の補助を行う。

(4) 保育所等保育士資格取得支援事業

保育所等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者（以下「保育所等対象者」という。）が保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等の補助を行う。

4 実施要件

(1) 対象者

本事業の対象者は、以下の事業ごとに掲げる施設（以下「対象施設」という。）に勤務する者であること。ただし、幼免対象者は施設への勤務の有無にかかわらず、本事業の対象となること。

また、保育教諭対象者及び幼免対象者は、養成施設において教科目の受講を開始し、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2の規定により保育士資格を取得すること。

対象施設は、対象者が保育士証の交付を受けるまでの間、当該施設としての要件を満たしていること。

なお、保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

① 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

ア 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設

イ 認定こども園法第3条第2項第1号及び第3項に規定する施設のうち、幼稚園で構成されるもの（以下「幼稚園型認定こども園」という。）が構成する認可外保育施設

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもののうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）第3章第2

節に規定する小規模保育事業A型及び第3節に規定する小規模保育事業B型を行う事業所

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの

オ 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると実施主体が認める施設

② 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設

③ 保育所等保育士資格取得支援事業

ア 保育所

イ 認定こども園

ウ 認定こども園への移行を予定している幼稚園

エ 乳児院

オ 児童養護施設

※ 上記アからオのいずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。

(2) 受講方法

対象者は、養成施設での受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）により保育士資格を取得する。

また、保育教諭対象者及び幼免対象者については、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、養成施設において、児童福祉法施行規則第6条の10第2項に掲げる筆記試験科目（同項第2号の教育原理及び同項第5号の保育の心理学を除く）に相当する教科目を履修することで、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定により保育士資格を取得する場合も本事業の対象とすること。

(3) 受講開始

本事業においては、養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日を受講開始とすること。

(4) 代替保育士等雇上費

上記3の(1)の事業にあつては、認可外対象者の保育士資格取得に伴い代替として雇い上げた保育士又は保育従事者、上記3の(2)の事業にあつては、上記(1)②の施設に勤務している保育士（以下「対象保育士」という。）の幼稚園教諭免許状取得に伴い、代替として雇い上げた保育士（以下「代替保育士等」と

いう。)に係る雇上費を補助する。

5 実施計画書について

(1) 提出

① 本事業を実施する対象施設（以下「実施対象施設」という。）及び幼免対象者は、保育士資格取得支援事業実施計画書（以下「実施計画書」という。別添様式1）及び（2）に定める確認書類を本事業の実施主体である都道府県、指定都市又は中核市（以下「実施主体」という。）に提出すること。

なお、実施計画書を提出することができる期間は、4（3）の受講開始日の属する年度中とする。

② 実施主体は、実施計画書が提出された際は、内容を確認し、本事業の対象の可否を速やかに実施対象施設及び幼免対象者に通知すること。

(2) 確認書類

実施計画書の確認にあたっては、4（1）の対象者（以下「対象者」という。）及び対象保育士が実施対象施設に勤務していることが確認できる書類を提出させること。

また、対象者及び対象保育士が受講を開始した場合は、養成施設（対象保育士については大学又は短大）に在学していることが確認できる書類を提出させること。

なお、実施計画書の提出前に受講を開始している場合は、実施計画書を提出する際に、養成施設に在学していることが確認できる書類を提出させること。

6 対象経費の支払い等について

(1) 支払い

養成施設受講料や教材費等の経費及び代替保育従事者雇上費（以下「対象経費」という。）は対象者又は対象保育士が保育士証又は幼稚園教諭免許状の交付を受け、4（1）の各事業に掲げる対象施設（以下「勤務対象施設」という。）に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、資格取得後1年以上対象施設に勤務すること。

(2) 支払いの申請及び確認

実施対象施設及び幼免対象者は、対象者が保育士証の交付又は対象保育士が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、勤務対象施設に勤務を開始した日の属する月

の末日までに、保育士資格取得支援事業完了報告書（以下「完了報告書」という。別添様式2）及び次に掲げる書類を実施主体に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

- ア 対象者が保育士証の交付又は対象保育士が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、勤務対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類
- イ 養成施設の長が発行する対象経費の領収書
- ウ 代替保育士等が実施対象施設に勤務していたことが確認できる書類
- エ 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し

（3）対象経費の留意事項

- ① 対象経費の対象は、養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われた入学料（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は併願登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））及び上記経費の消費税とする。
- ② 対象経費とならないものは、次の経費とすること。
 - ア その他の検定試験の受講料
 - イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
 - ウ 補講費
 - エ 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要となる費用
 - オ 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
 - カ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
 - キ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等
- ③ 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。
- ④ 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設の長が証明する額又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とすること。
- ⑤ クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しないこと。
- ⑥ 支給申請時点で養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならないこと。

7 領収書について

(1) 受講に係る領収書等

養成施設の長が、対象経費について発行した領収書又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジットカード会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジットカード契約証明書（クレジットカード伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とすること。

(2) 領収書（又は振込証明書類或いはクレジットカード契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

ア 「養成施設の名称」

イ 「支払者名」

ウ 「領収額（又はクレジットカード契約額）」

エ 「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」

オ 「領収日（又はクレジットカード契約日）」

カ 「領収印」

(3) 領収書等に訂正のある場合、養成施設の訂正印のないものは無効であること。

(4) 養成施設に係る領収書等については、確認後、原則として実施対象施設及び幼免対象者に返却すること。

ただし、必要に応じて実施対象施設及び幼免対象者了承の上で写しを取っておくこと。

(5) 本事業は、対象者及び対象保育士が保育士資格・幼稚園教諭免許を取得し、実施対象施設における保育士・幼稚園教諭の確保を図り、子どもを安心して育てることができるよう、体制の整備を支援するものであるため、上記3の(1)、(2)及び(4)に掲げる事業については、原則、実施対象施設が対象経費を負担すること。但し、実施対象施設と対象者がお互いの協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合は、この限りでない。

8 留意事項

(1) 実施主体は、提出された実施計画書に基づき、適切に補助が行えるよう、必要な財源を確保しておくこと。

(2) 実施対象施設が本事業の実施要件を満たしているかどうかの確認等に当たっては、必要に応じ市区町村と連携すること。

9 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添様式1)

保育士資格取得支援事業実施計画書

実施主体の長 殿

平成 年 月 日

対象施設の長又は幼児対象者 (印)

| | | | |
|---------------------------|--|--------|-----------|
| ①対象となる事業 | | | |
| ②施設名 | | | |
| ③住所 | (〒 -) | 電話 () | - |
| ④受講者の氏名 | フリガナ | 生年月日 | 年 |
| | | | 月 日生 (歳) |
| ⑤養成施設名 | | | |
| ⑥受講期間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (受講開始日 (入学日)) | | |
| ⑦保育実習や面接授業期間 | 保育実習 | 日、面接授業 | 日、合計 日 |
| ⑧受講に要する費用 | 入学料 | 円、受講料 | 円、合計 円 |
| ⑨保育士修学資金貸付事業等、類似事業の貸付等の有無 | 保育士修学資金貸付事業等の類似事業の貸付等を 受けている ・ 受けていない | | |
| ⑩代替保育士等の氏名 | フリガナ | 生年月日 | 年 |
| | | | 月 日生 (歳) |
| (備考) | | | |

※ ⑩について、代替保育士等が確定していない場合は、氏名欄に「別途配置予定」と記入し、確定次第速やかに実施主体に届出を行うこと。

(別添様式2)

保育士資格取得支援事業完了報告書

実施主体の長 殿

平成 年 月 日

対象施設の長又は幼児対象者 (印)

| | | | |
|--------------|--------------------------------------|--------|-----------|
| ①対象となる事業 | | | |
| ②施設名 | | | |
| ③住所 | (〒 -) | 電話 () | - |
| ④受講者の氏名 | カガナ | 生年月日 | 年 |
| | | | 月 日生 (歳) |
| ⑤養成施設名 | | | |
| ⑥受講期間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (受講開始日 (入学日)) | | |
| ⑦保育実習や面接授業期間 | 保育実習 日、面接授業 日、合計 日 | | |
| ⑧受講に要した費用 | 入学料 円、受講料 円、合計 円 | | |
| ⑨代替保育士等の氏名 | カガナ | 生年月日 | 年 |
| | | | 月 日生 (歳) |
| ⑩代替保育士等の雇上期間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間) | | |
| (備考) | | | |

別添2

保育士試験による資格取得支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育人材の確保を図るため、保育士試験受験のための学習に要した費用を補助することで保育士資格取得者の拡充を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

(1) 受験対策学習費用補助事業

都道府県、指定都市及び中核市とする。

(2) 保育士試験受験直前講座実施事業

都道府県及び指定都市とする。

3 事業の内容

(1) 受験対策学習費用補助事業

保育士試験により保育士資格取得を目指す者が保育士試験合格後、保育所等に保育士として勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助する。

(2) 保育士試験受験直前講座実施事業

国家戦略特別区域限定保育士試験（以下「特区試験」という。）を行う実施主体が、特区試験受験のための講座（以下「都道府県等講座」という。）を行うために必要な費用を補助する。

4 実施要件

(1) 受験対策学習費用補助事業

① 対象者

対象者は、保育士試験により保育士資格の取得を目指す者であって、保育士試験合格後、以下に掲げる施設又は事業（以下「対象施設等」という。）で保育士として勤務することが決定した者であること。

なお、雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による助成等

を受けている場合は、本事業の対象とならない。

ア 保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園

ウ 認定こども園への移行を予定している幼稚園

エ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 3 章第 2 節に規定する小規模保育事業 A 型及び同章第 3 節に規定する小規模保育事業 B 型であって、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもの

オ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業であって、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもの

カ 乳児院

キ 児童養護施設

ク 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成 17 年 1 月 21 日雇児発第 0121002 号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設

ケ 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると実施主体が認める施設

※ いずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。

② 対象経費

本事業の対象となる費用（以下「対象経費」という。）は、保育士試験受験講座の受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）に要する費用であって、当該講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）が証明する当該事業者に対して支払われた入学料（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税とする。

なお、以下に掲げるものについては対象経費とならない。

ア その他の検定試験の受講料

- イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- ウ 補講費
- エ 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要な費用
- オ 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用
- カ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
- キ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

③ 対象期間

対象経費の支払いの対象となる期間は、保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の1日までのものとする。

④ 対象経費の支払い等

i) 支払い

対象経費は、対象者が保育士証の交付を受け、対象施設等に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、資格取得後1年以上対象施設に勤務すること。

ii) 支払いの申請及び確認

対象者は、保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、受験対策学習費用支給申請書（以下「支給申請書」という。別添様式）及び次に掲げる書類を実施主体に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

ア 対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類

イ 講座実施事業者が発行する対象経費の領収書

ウ 保育士証の写し

iii) 留意事項

ア 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。

イ 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として講座実施事業者が証明する額又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とすること。

ウ クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う

場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しないこと。

エ 支給申請時点で講座実施事業者に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならないこと。

⑤ 領収書について

i) 受講に係る領収書等

講座実施事業者が対象経費について発行した領収書又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とすること。

ii) 領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

ア 「講座実施事業者の名称」

イ 「支払者名」

ウ 「領収額（又はクレジット契約額）」

エ 「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」

オ 「領収日（又はクレジット契約日）」

カ 「領収印」

iii) 領収書等に訂正のある場合、講座実施事業者の訂正印のないものは無効であること。

iv) 提出された領収書等については、確認後、原則として対象者に返却すること。但し、必要に応じて本人了承の上で写しを取っておくこと。

(2) 保育士試験受験直前講座実施事業

① 対象者

特区試験の受験を希望する者であって、特区試験を実施する実施主体が開催する都道府県等講座を受講する者であること。

② 都道府県等講座の内容

i) 実施主体は、保育士試験において求められる質の高い保育士を養成する観点から、都道府県等講座の内容は、単なる受験講座にとどまらず、より実践的な内容となるよう配慮すること。

ii) 実施主体は、都道府県等講座の実施場所について、対象者の利便性等を考慮し、会場数や会場規模、交通アクセス等に配慮すること。

iii) 都道府県等講座の実施時期は、対象者が参加しやすいよう、休日等に実施するなど配慮するとともに、都道府県等講座を実施する日から特区試験の試験日までには間隔が生じないようにすること。

③ 対象経費

本事業の対象となる経費は、本事業に必要な諸謝金、旅費、印刷製本費、賃借料、会議費、賃金、通信運搬費等とする。

④ 留意事項

i) 都道府県等講座の実施に当たっては、実施主体が適当と認める団体に委託して実施することができるものとする。

ii) 都道府県等講座を委託により実施する場合には、受託団体に対し、当該講座の実施に当たって必要な指導・助言を行うこと。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添様式)

受験対策学習費用支給申請書

実施主体の長 殿

平成 年 月 日

対象者氏名 (印)

| | | | |
|----------------|---------------------|--------|-----------|
| ①対象者氏名 | フリガナ | 生年月日 | 年 |
| | | | 月 日生 (歳) |
| ②対象者住所 | (〒 -) | 電話 () | |
| | | - | |
| ③講座実施事業者名称 | | | |
| ④講座実施事業者所在地 | (〒 -) | 電話 () | |
| | | - | |
| ⑤講座受講期間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 | | |
| ⑧学習に要した費用 (合計) | 円 | | |
| (備考) | | | |

別添 3

保育士試験追加実施支援事業実施要綱

1 事業の目的

待機児童の解消に向け、保育の受け皿の拡大を進める上で、その担い手となる保育士の確保は喫緊の課題である。このため、保育士確保策の一環として、都道府県及び指定都市において国家戦略特別区域限定保育士試験（以下「特区試験」という。）を実施する場合において、特区試験の実施に必要な費用の一部を支援することにより、保育士試験の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

3 事業の内容

特区試験を実施する都道府県及び指定都市に対し、特区試験の実施のために必要な以下に掲げる費用の一部を補助する。

- ① 特区試験の広報に関する費用
- ② 保育実技講習会（「厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第1条第4項に規定する講習の実施について」（平成28年11月8日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で定める講習をいう。）に関する費用

4 実施要件

本事業を実施する都道府県及び指定都市は、特区試験を実施すること。

5 留意事項

本事業を実施する都道府県及び指定都市は、試験会場や相談体制の確保、試験実施に必要な人員の確保など、円滑な実施に向けて指定試験機関に必要な支援を講じること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 4

保育士養成施設に対する就職促進支援事業実施要綱

1 事業の目的

児童福祉法第 18 条の 6 第 1 号に定める指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）を卒業予定の学生に対する保育所等への就職を促すための取組を積極的に行っている養成施設に対し、当該取組の結果、保育所等に勤務することとなった学生が増加した割合に応じ、就職促進のための費用を助成することで新卒者の保育所等への就職促進を行うことにより、新規資格取得者の確保を図る。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

3 事業の内容

養成施設を卒業予定の学生（以下「卒業予定者」という。）に対する保育所等への就職促進の一環として、下記 4 で定める要件を満たす養成施設に対し、同 4（2）に掲げる施設に勤務することとなった学生の割合に応じ、当該取組に要した費用の一部を補助する。

4 実施要件

（1）本事業の補助を受けようとする養成施設（以下「対象養成施設」という。）は、卒業予定者が下記（2）で定める施設（以下「対象施設」という。）への就職を促すため、以下の取組を実施すること。

- ① 保育士という職種への期待と現実とのギャップ（リアリティショック）に対応するための講座の開講
- ② 卒業予定者と保育士として現場で活躍する養成施設卒業者（OB・OG）との交流会の開催
- ③ 卒業予定者を対象とした就職説明会
- ④ その他卒業予定者の対象施設就職促進のための取組の実施

（2）卒業予定者の卒業後の勤務先の対象となる施設は、以下のとおりとする。なお、当該卒業予定者は、対象施設に保育士として勤務すること。

- ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設（保育所及び幼保連携型認定こども園を含む）
 - ② 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園のうち、児童福祉法第 7 条に規定する幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設
 - ③ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育及び同法同条第 12 項に規定する事業所内保育事業であつて、法第 34 条の 15 第 1 項の事業又は同法同条第 2 項の認可を受けたもの
 - ④ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設
 - ⑤ 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であつて法第 35 条第 4 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
 - ア 法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設
 - イ 都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であつて、当該届出をした施設
 - ウ 雇用保険法施行規則（昭和 50 年 3 月 10 日労働省令第 3 号）第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
- (3) 本事業は、卒業予定者の卒業後の対象施設への就職促進を図り、保育士を確保することを目的としているため、養成施設は、以下のいずれの要件も満たしていること。
- ① 実施年度における卒業予定者に占める対象施設への就職内定の割合（以下「内定割合」という。）が、前年度における卒業予定者に占める対象施設への就職割合（以下「前年度就職割合」という。）の全国平均を上回っていること。
 - ② 内定割合が、養成施設の前年度就職割合と同率以上であること。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱

1 事業の目的

待機児童解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題である。保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

3 事業の内容

都道府県又は市町村以外の者が運営する認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村が実施する認可保育所もしくは地域型保育事業への移行を前提として、整備費・改修費または賃借料の国庫補助を受けている施設に限る。）及び企業主導型保育事業（以下「保育所等」という。）に対し、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助する。

4 対象者

本事業の対象者は保育所等に勤務する常勤の保育士(平成 24 年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者を除く。)のうち、保育所等に採用された日から起算して 10 年以内の者とする。ただし、次のいずれにも該当する市町村が実施する場合、対象者は保育所等に採用された日から起算して 5 年以内の者とする。

- ① 事業を実施する年度の 4 月 1 日時点における待機児童数が 50 人未満である市町村
- ② 前年度の 1 月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率が全国平均を超えていない職業安定所が管轄する区域に所在する市町村

(経過措置)

平成 29 年度において「保育所等に採用された日から起算して 5 年を超え 10 年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、平成 30 年度において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して 5 年以内の者となる市町村については、平成 30 年度に限り本事業の対象者に次の者を加える。

- ・ 保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から起算して 5 年を超え 10 年以内の者(平成 30 年 3 月 31 日時点において現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る)。

5 留意事項

- (1) 宿舍借り上げの費用について、他の補助事業等により、住居手当又はそれに類する補助をしている場合には、対象としないこと。
- (2) 未入居の月は、対象としないこと
- (3) 入居者から宿舍使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額を補助する。
- (4) 本事業は保育士の就業継続を含む保育士確保のための事業であることに鑑み、本事業を実施する保育所等は、保育士の就業継続のための研修への積極的参加を図るなど、保育士の就業継続に努めること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

保育人材就職支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材を確保するため、新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援など、関係機関と連携の上、市町村が主体となって実施する保育人材確保に関する取組に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境を整備することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。なお、市町村は、当該市町村が適当と認める団体に本事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業の内容

本事業の対象は、実施主体が行う次に掲げる取組その他の保育人材の確保に関する取組とする。

(1) 指定保育士養成施設の学生等に対するインターンシップ等の機会の提供

指定保育士養成施設の学生等に対し、保育所等におけるインターンシップや職場見学、職場体験といった機会を提供することにより、保育現場で就業することへの不安を解消するとともに、自らに適した就業先を見つけるための就職活動の支援を行い、保育所等での就業を促す。

(2) 高校生及び中学生に対する保育の職場体験や普及啓発活動

保育士を目指す者の増加を図るため、高校生や中学生に対して、保育所等における職場体験や保育士の仕事の魅力を伝えるためのセミナー等を実施する。

(3) 就職相談会の開催等による求人情報の提供

潜在保育士及び新卒保育士（以下「潜在保育士等」という。）の就職促進を図るため、就職相談会の開催や様々な媒体を活用した求人情報の提供を行う。なお、就職相談会の開催等に当たっては、保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」という。）やハローワーク等の関係機関と連携するとともに、より多くの潜在保育士等が集まることができるよう、開催場所や日時について工夫すること。

(4) 潜在保育士等に対するマッチング支援

潜在保育士等からの相談に応じ、就職あっせんや求人情報の提供等を行い、求人を行っている事業者とのマッチングの支援を行う。実施主体の属する地域を対象にした支援センターが設置されている場合、保育所等を離職した保育士等に対する支援センターへの届出勧奨を行うとともに、支援センターと定期的な連絡会議を開催すること。

(5) 就職支援コーディネーターの配置

マッチングの支援を円滑に行うため、以下の業務を行う就職支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置することができる。

ア 保育所等に関する採用募集状況の把握

イ 求職者のニーズに合った就職先の提案

ウ 求職者と雇用者双方のニーズの調整

エ 保育所等に対し潜在保育士や新卒保育士の活用に関する助言

オ その他必要な連携・調整等

(6) 職場定着を支援するための研修等の実施

支援センターと連携の上、実践的な保育の技術の習得や保護者への対応等について、新規に採用される保育士に対する研修や潜在保育士の職場復帰のための研修を開催する。また、短時間正社員制度の導入支援など、保育事業者に対する雇用管理改善のための説明会等を実施する。

4 留意事項

(1) 3 (3) から (6) までの取り組みについては、指定都市及び中核市が実施するものは、本事業の対象としないこと。

(2) 委託により本事業を実施するにあたって、委託先の団体が職業紹介事業の許可等を持たない場合、当該団体が求人情報又は求職者情報の提供の範疇を超え、「職業紹介」に該当する活動を行うことは「職業安定法」違反となるので、「職業紹介」を行う場合は、職業紹介事業の許可等を得て実施すること。

(3) 上記 (1) の職業紹介事業の許可等にあたっては、職業紹介事業には有料職業紹介事業と無料職業紹介事業があり、地方公共団体から委託事業として職業紹介事業を受託し、当該委託費が職業紹介の対価となっている場合は、求人者等から手数料等を取っていない場合であっても、委託費から職業紹介の対価（職業紹介手数料に類似するもの）が出ているため、有料職業紹介事業となることから、有

料職業紹介事業の許可が必要となること。

- (4) 市町村が保育士の就職支援等のために知り得た個人情報の取扱いについては、特に注意すること。また、委託団体に委託する場合は、市町村は委託団体に対し、適切に指導監督を行うこと。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

保育体制強化事業実施要綱

1 事業の目的

保育所入所待機児童解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題である。地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

3 事業の内容

都道府県又は市町村以外の者が設置する保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）に対し、保育支援者の配置に要する費用の一部を補助する。

4 実施要件及び対象者

(1) 保育支援者は、保育士資格を有しない者で、次の業務を行うものとする。

- ①保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- ②給食の配膳・あとかたづけ
- ③寝具の用意・あとかたづけ
- ④その他、保育士の負担軽減に資する業務

(2) 保育支援者は、平成 26 年 4 月 1 日以降、新たに保育所に配置された者とする
こと。

(3) 本事業は、保育士の負担軽減を図ることを目的としているため、本事業を実施する保育所等は、保育支援者を配置した月における保育士及び保育士以外の者（保育支援者を含む）の数と、前年同月における当該保育所等の保育士及び保育士以外の者（保育支援者は含まない）の数を比較し、その結果、保育士・保育士以外それぞれにおいて同数以上であること。

ただし、前年同月の実績がない保育所等は、保育支援者を配置した月と保育所開所月を比較すること。

5 留意事項

保育支援者の費用について、子ども・子育て支援法第 11 条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

保育補助者雇上強化事業実施要綱

1 事業の目的

短時間勤務の保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業の内容

保育士の勤務環境改善に取り組んでいる保育事業者に対し、保育補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助する。

4 対象者

本事業の対象となる者は、新たに保育補助者の雇上げを行う以下の施設又は事業者とする。

- (1) 児童福祉法第 7 条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）
- (2) 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う者（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 29 条に規定する地域型保育給付費又は同法第 30 条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者を雇い上げる場合を除く。（3）の事業において同じ。）
- (3) 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う者
- (4) 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（平成 29 年 4 月 27 日府子本第 370 号・雇児発 0427 第 2 号）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業を行う者

5 実施要件

本事業により雇い上げる保育補助者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 保育士資格を有していない者であること。
- (2) 原則として勤務時間が週 30 時間以下であること。
- (3) 保育に関する 40 時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると実施主体が認めた者であること。

なお、実習の実施方法等については、別に定めることとする。

6 実施計画書

対象者は、実施主体に対し、実施計画書を提出するものとする。実施計画書には、

- ①本事業による保育補助者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育補助者の配置を除く。）を記載すること。

7 留意事項

- (1) 本事業により新たに雇上げを行った保育補助者は、雇上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、本事業の対象者としてすることができること。
- (2) 本事業による雇上げに係る費用について、子ども・子育て支援法第 11 条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。
- (3) 対象者は、本事業により配置する保育補助者に対しては、保育士資格の取得を促すこと。

8 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

若手保育士や保育事業者への巡回支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する経験年数の短い保育士（勤務経験が5年以内の保育士をいう。）や保育所等に再就職して間もない保育士（再就職後5年以内の保育士をいう。）（以下「若手保育士」という。）及び保育事業者を対象とした巡回相談を行うことにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下、都道府県等という。）とする。

なお、都道府県等は、当該都道府県等が適当と認める団体に本事業の一部又は全部を委託することができる。

3 事業の内容

(1) 若手保育士への巡回支援事業

① 事業内容

若手保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等に関する助言又は指導を行うため、以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に対する保育士支援アドバイザーによる巡回相談の実施に必要な費用の一部を補助する。

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

エ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（平成29年4月27日府子本第370号・雇児発0427第2号）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

② 実施要件

ア 保育士支援アドバイザーの配置

実施主体は、保育所等に勤務する若手保育士に対し、巡回相談を行うための「保育士支援アドバイザー」を配置する。

イ 保育士支援アドバイザーの業務

保育士支援アドバイザーは、実施主体の管内の保育所等への巡回による若手保育士への相談支援を行うものとし、その主な内容は以下のとおりとする。

- i 保育業務全般に関する助言又は指導
- ii 事故の防止に関すること
- iii 保護者への対応における個別の事例ごとの助言又は指導
- iv 保育所等の勤務環境等に関する助言又は指導
- v その他若手保育士への助言又は指導に関することや当該助言又は指導に付随する関係機関との調整に関すること

ウ 保育士支援アドバイザーの要件

保育士支援アドバイザーは、以下に掲げる要件をいずれも満たしている者又は相談援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして実施主体が認めるものであること。

- i 保育士資格を有している者又はこれに準じる者として実施主体が適当と認める者
- ii 保育所等において10年以上の保育業務の経験を有する者
- iii 本事業の趣旨を理解し、若手保育士に対する相談支援業務を適切に実施することができる者として、実施主体が認めた者

エ その他

本事業は、巡回相談により若手保育士を支援し、スキルアップ及び離職防止を図ることを目的としていることから、その実施に当たっては以下の点に留意すること。

- i 保育士支援アドバイザーは、相談支援を行った若手保育士について、相談内容等を記録し、管理するとともに、定期的に同一の保育所等を巡回することにより、若手保育士への継続的な支援に努めること。
- ii 実施主体は保育士支援アドバイザーと連携し、保育所等への助言又は指導を行うなど、必要な措置を講じること。

(2) 保育事業者への巡回支援事業

① 事業内容

保育所等における保育人材の離職の防止を図るとともに、保育の質の向上を図るため、保育所等の事業者（以下「保育事業者」という。）に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや保育の質の向上に関する助言又は指導を行うため、保育事業者支援コンサルタントの配置による保育所等への巡回相談の実施に必要な費用の一部を補助する。

② 実施要件

ア 保育事業者支援コンサルタントの配置

実施主体は、保育事業者に対し、巡回相談を行うための「保育事業者支援コンサルタント」を配置する。

イ 保育事業者支援コンサルタントの業務

保育事業者支援コンサルタントは、実施主体の管内の保育所等への巡回による保育事業者への相談支援を行うものとし、以下のいずれかの事項に該当する助言又は指導を行うとともに、関係機関との調整を行うこと。

- i 保育士及び保育従事者の雇用管理、勤務環境の改善及び業務負担軽減に関すること
- ii 保育所等におけるICT化の推進に関すること
- iii 保育の質の向上に関すること
- iv 事故の防止に関すること
- v 保護者や地域住民等とのトラブル等に関すること
- vi その他保育事業の円滑な運営に関すること

ウ 保育事業者支援コンサルタントの要件

保育事業者支援コンサルタントは、以下に掲げる要件をいずれも満たしている者として、実施主体が適当と認める者であること。

- i イに掲げる業務に関する専門的な知見を有する者
- ii 本事業の趣旨を理解し、保育事業者に対する相談支援業務を適切に実施することができる者

エ その他

本事業は、相談支援により保育事業者を支援し、保育所等における保育人材の離職防止を図ることを目的としているものであることから、その実施に当たっては以下の点に留意すること。

- i 保育事業者支援コンサルタントは、相談支援を行った保育事業者につい

て、相談内容等を記録し、管理するとともに、定期的に同一の保育所等を巡回することにより、保育事業者への継続的な支援に努めること。

- ii 実施主体は保育事業者支援コンサルタントと連携し、保育所等への助言又は指導を行うなど、必要な対応を講じること。

4 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育所等の施設間における人材交流及び保育所等での指定保育士養成施設の実習生の受け入れ支援を行うことにより、技能の向上によるキャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図り、保育人材を確保することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ）とする。

3 事業の内容

(1) 保育士の実地派遣及び人材交流等

① 事業内容

保育所等に勤務する保育士及び保育従事者（以下「保育士等」という。）のキャリアアップを図るため、保育士等の他の保育所等へ実地派遣研修や施設間の人材交流（以下「実地派遣研修等」という。）を行うために必要な費用の一部を補助する。

② 対象施設

以下に掲げる施設又は事業（地方公共団体が運営するものは除く。）とする。

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

エ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（平成29年4月27日府子本第370号・雇児発0427第2号）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

③ 対象者

対象施設に勤務する保育士等とする。

④ 実施要件

i) 実地派遣研修先及び人材交流先保育所等の選定

実地派遣研修等の受け入れを行う保育所等については、実地派遣を行う対象施設を運営している法人以外が運営している保育所等とすること。

ii) 実地派遣等の対象期間

5日間以内とする。

iii) 実地派遣研修等の回数

保育士等の実地派遣研修等については、1人の保育士等につき、同一年度内に1回までとする。

iv) その他

実地派遣研修等に当たっては、受け入れ先の保育所等において、十分な体制が確保できている必要があり、実地派遣研修等が対象者の技能の向上につながるよう、事前に十分な調整を行うこと。

また、異なる施設類型の施設間における実地派遣研修等に積極的に取り組み、保育士等が多様な経験を積む機会とするなど、保育士等のキャリアアップに資するよう、工夫を行うこと。

⑤ 代替保育士等雇上費及び調整費の支給

実施主体は、実地派遣研修等に伴う派遣（以下「派遣」という。）を行った対象施設に対し、保育士等の代替保育士等雇上費及び派遣に係る調整費用（事前調整に必要な旅費、会議費等）について、実績に応じて支給することとし、支給方法等については、以下のとおりとする。

i) 実地派遣研修等受入実施計画書の提出

対象施設は、実施主体に対し、対象となる保育士等の数及び1人当たりの派遣の日数、派遣予定先を記載した実施計画書を提出すること。

ii) 実地派遣研修等受入実績報告書の提出

対象施設は、実施主体に対し、派遣を行った保育士等の数及び派遣の日数、代替保育士等として雇い上げた者の数及び日数、派遣先を記載した実績報告書を作成し、調整等に要した費用の領収書を添付の上、提出すること。

実施主体は、提出された実績報告書の内容について、本要綱の内容に即しているか審査し、適正であると判断した場合は、代替保育士等雇上費及び調整費用を速やかに対象施設に支給すること。

(2) 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ

① 事業内容

指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）の学生の実習指導に関わることにより、保育士の技能の向上を図るとともに、実習指導の充実により、養成施設の保育所等への就職者の増加を図るため、保育所等において養成施設の学生（以下「実習生」という。）に対する保育実習を受け入れ、適切な実習指導を行うために必要な費用の一部を補助する。

② 実施要件

i) 実習先となる対象施設の要件

保育実習を受け入れる対象施設（以下「実習受入施設」という。）は、養成施設が実習生に対し適切に指導等を行うことができるものと認めた施設（「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙2「保育実習実施基準」で定める実習施設に該当する施設に限る。）であること。

ii) 実習指導者の要件

実習指導者は、以下のいずれかの要件を満たしている者であること。

ア 保育士資格を有する施設長

イ 主任保育士

ウ 保育士として保育所等に勤務した経験が5年以上ある者

エ 国又は地方公共団体が実施する実習指導者向けの研修等（国又は地方公共団体から委託又は補助を受けて実施したものを含む。）を修了した者

③ 実習受入費及び調整費の支給

実施主体は、実習受入施設に対し、実習受入費及び実習受入に係る調整費用（事前調整に必要な旅費、会議費等）について、実績に応じて支給することとし、支給方法等については、以下のとおりとする。

i) 実習受入計画書の提出

実習受入施設は、実施主体に対し、実習生派遣元の養成施設の名称、実習生の受入予定人数、実習生の受入予定時期及び実習内容を記載した実習受入計画書に、養成施設が作成した実習計画書を添えて提出すること。

ii) 実習受入実績報告書の提出

実習受入施設は、実施主体に対し、実習生派遣元の養成施設の名称、実習生の受入人数、受入時期及び実習内容を記載した実績報告書に、調整等に要した費用の領収書を添付の上、提出すること。

実施主体は、提出された報告書の内容について、本要綱の内容に即してい

るか審査し、適正であると判断した場合は、実習受入費及び調整費を速やかに対象施設に支給すること。

4 留意事項

本事業に要する経費について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

保育所等における業務集約化推進事業実施要綱

1 事業の目的

保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）における業務効率化を図るため、複数の保育所等で行われている業務を集約化し、共同で実施する取組を支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

3 事業の内容

保育所等（地方公共団体が運営するものを除く。）を運営する事業者が運営の主体が異なる複数の保育所等における業務を集約し、共同実施するための事業計画を作成し、当該事業計画について、市町村が業務効率化に資するものとして適当と認めた場合、当該事業の実施に必要な費用の全部又は一部を補助する。

(事業例)

- ・研修等による人材育成の共同実施
- ・土日共同保育を実施するために必要な協定の策定
- ・給食の献立の共通化に関する取組 等

4 実施方法

(1) 事業計画

業務の集約化を行う保育所等は、所在地の市町村に対し、集約化を行う業務の内容、集約化に必要な費用及び事業の効果を記載した事業計画書を提出すること。

(2) 事業計画の審査

(1) による事業計画の提出を受けた市町村は、事業内容及び費用が適切なものか審査の上、保育所等の業務効率化等に資すると認められるものについて、本事業の申請を行うこと。

(3) 事業成果の報告

業務の集約化を行う保育所等は、事業完了後、事業の成果を記載した報告書を作成し、市町村に提出すること。市町村は、当該報告書を事業を実施した年度の翌年度の4月末日までに国に提出すること。

5 留意事項

本事業による費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱

1 事業の目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者（以下「潜在保育士」という。）の就職や保育所を含めた児童福祉施設、認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、企業主導型保育事業を行う事業所及び認可外保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業及び事業所内保育事業への移行を目指す施設に限る。）（以下「保育所等」という。）の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」（以下「支援センター」という。）の設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は、当該都道府県等が適当と認める団体等（以下「委託団体」という。）に本事業の一部又は全部を委託することができる。

3 事業の内容

本事業の対象は、支援センターが行う以下の取組とする。

① 保育士・保育所支援センターの設置及び運営

都道府県等において、支援センターを設置し、潜在保育士の再就職支援等に係る以下の業務を行う。

- ア 潜在保育士、保育所等勤務保育士及び保育士を目指している者への相談支援
- イ 潜在保育士への就職あっせん
- ウ 潜在保育士への求人情報の提供
- エ 保育所等への雇用管理や求人方法等に関する助言指導
- オ 研修の企画及びその実施
- カ その他潜在保育士の再就職支援等に関する事項

② 保育士再就職支援コーディネーターの配置

支援センターに保育士再就職支援コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を配置し、上記①に掲げる業務を円滑に実施するための以下の業務を行う。

- ア 保育所等に関する採用募集状況の把握
- イ 求職者のニーズに合った就職先の提案
- ウ 求職者と雇用者双方のニーズ調整
- エ 保育所等に対し潜在保育士の活用に関する助言
- オ その他必要な連携・調整等

③ 人材バンク機能を活用した潜在保育士の把握と継続的な支援

保育所等を離職した保育士(以下「離職保育士」という。)に対し、再就職希望の随時把握や再就職に向けた各種案内等に関する以下の業務を行う。

- ア 保育所等に対する離職保育士による支援センターへの届出勧奨
- イ 離職保育士から届出のあった情報の名簿による管理

※ 届出してもらう情報の内容

氏名、生年月日、離職時の住所、電話番号及びメールアドレス など

- ウ 離職保育士に対する郵送等による再就職希望状況等の現況確認
- エ 求人情報や就職相談会、研修等に関する情報提供

④ 保育士登録を活用した人材バンク機能の強化

保育士登録の仕組みを活用し、氏名や生年月日のほか、住所や電話番号等の連絡調整に必要な情報について、保育士登録後の就職促進に活用するため、名簿による管理を行う。この際、以後、就職促進を行うことについて、本人から同意を得ておくことが望ましい。

また、当該名簿に登録されている保育士(以下「登録保育士」という。)に対し、就業状況や就業していない場合の再就職希望の有無等を把握するとともに、再就職に向けた連絡調整に関して、以下の業務を行う。

- ア 名簿の情報を活用した登録保育士に対する郵送等による現在の就業状況等についての現況確認の実施
- イ 求人情報や就職相談会、研修等に関する情報提供

⑤ 保育士・保育所支援センター認知度向上のための普及啓発

支援センターの認知度を向上させ、潜在保育士に支援センターを積極的に活用してもらうための以下の業務を行う。

ア 潜在保育士の掘り起こし等に関するこれまでの活動実績や取組内容を紹介するシンポジウムの開催

イ 集客力の高い施設での出張相談会の開催

ウ その他支援センターの認知度向上のための取組の実施

⑥ 再就職支援や雇用管理改善のための研修

都道府県等と連携して、離職保育士の職場復帰のための研修や事業者や園長等に対する保育所等の雇用管理改善のための研修等を行う。

4 留意事項

(1) 上記3の業務について、支援センターを開設せず、コーディネーターの配置のみで当該業務の実施が可能である場合は、支援センターを開設せずに、都道府県等又は都道府県等が適当と認めた施設にコーディネーターのみを配置することができる。ただし、この場合において支援センター開設運営経費に係る補助を受けることができない。

(2) 上記3の②の業務について、コーディネーターを配置せずに当該業務の実施が可能である場合は、コーディネーターを配置せずに支援センターを設置・運営することができる。ただし、この場合においてコーディネーター雇上費に係る補助を受けることができない。

(3) 上記3の②の業務について、前年度における本事業の実績として、潜在保育士が保育所等に就職した件数が50件以上ある都道府県等においては、コーディネーターの追加配置のための雇上費に係る補助の加算を受けることができる。

(4) 委託団体が職業紹介事業の許可等を持たない場合、当該委託団体が求人情報又は求職者情報の提供の範疇を超え「職業紹介」に該当する活動を行うことは「職業安定法」違反となるので、「職業紹介」を行う場合は、職業紹介事業の許可等を得て実施すること。

(5) 上記(4)の職業紹介事業の許可等にあたっては、職業紹介事業には有料職業紹介事業と無料職業紹介事業があり、地方公共団体から委託事業として職業紹介事業を受託し、当該委託費が職業紹介の対価となっている場合は、求人者等から手数料等を取っていない場合であっても、委託費から職業紹介の対価（職業紹介手数料に類似するもの）が出ているため、有料職業紹介事業となることから、有料職業紹介事業の許可が必要となること。

(6) 支援センターが保育士の再就職支援等のために知り得た個人情報の取扱いにつ

いては特に注意すること。また、委託団体に委託する場合は、都道府県等は委託団体に対し、適切に指導監督を行うこと。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。